

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-2
処分の種類	優先順位の変更による漁業権の取消			
根拠法令条例等・条項	漁業法第38条第3項			
処分の概要	漁業権者の優先順位(漁業法第17条、第18条)が変更したことによる漁業権の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】漁業法第17条、第18条、第38条第3項 (区画漁業の免許の優先順位) 第十七条 区画漁業(真珠養殖業及び特定区画漁業権の内容たる区画漁業を除く。)の免許の優先順位は、次の順序による。 一 漁業者又は漁業従事者 二 前号に掲げる者以外の者 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。 一 漁民 二 前号に掲げる者以外の者 3 前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。 一 地元地区内に住所を有する者 二 前号に掲げる者以外の者 4 前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。 一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者 二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者 三 前二号に掲げる者以外の者 5 前各項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。 一 当該海区において経験がある者 二 前号に掲げる者以外の者 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について次の事項を勘案しなければならない。 当該漁業にその者の生計が依存する程度 二 労働条件 三 地元漁民を使用する程度 四 地元漁民が当該漁業の経営に参加する程度 五 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力 六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度 7 前各項の規定の適用に関しては、前条第十一項、第十二項及び第十四項の規定を準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第十七条第一項から第五項まで」と、「第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号」とあるのは「第十七条第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第二号又は第五項第二号」と、同条第十三項中「第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号」とあるのは「第十七条第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号若しくは第二号又は第五項第一号」と、同条第十四項中「第二項第一号」とあるのは「第十七条第四項第一号」と読み替えるものとする。 8 法人が地元地区内に住所を有する場合であつても、その組員、社員若しくは株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する議決権の合計が総組員、総社員若しくは総株主の議決権の過半を占めていない場合又はその組員若しくは社員のうち地元地区内に住所を有する者の出資額若しくはその株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する株式の数の合計が総出資額若しくは発行済株式の総数の過半を占めていない場合は、第三項の規定の適用に関しては、その法人は、地元地区内に住所を有しないものとみなす。 第十八条 特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許の優先順位は、第十四条第二項又は第六項の規定により適格性を有する者を第一順位とする。 2 前項に規定する者が申請しない場合においては、前条並びに第十六条第六項から第十項まで及び第十二項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前各項」とあるのは「第十八条第二項において準用する第十七条」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「第十八条第二項において準用する第十七条並びに第十六条第六項及び第七項」と読み替えるものとする。 (適格性の喪失等による漁業権の取消) 第三十八条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。 2 前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。 3 漁業権者以外の者が実質上当該漁業の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第十五条から第十九条まで(優先順位)の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認め、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。 4 前項の規定の適用については、漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業の内容たる漁業を営む場合において、当該出資額が出資総額の過半を占めていることをもつてその他の者が実質上当該漁業の経営を支配していると解釈してはならない。 5 第二項の場合には前条第四項(意見の聴取)の規定を、第三項の場合には第三十四条第五項から第八項まで(意見の聴取)の規定を準用する。</p>			
基準の制定根拠	—			